どこまで対応すればいいの!?

改正電子帳簿保存法対策講習会



~まだ間に合う!これから始める最低限対応すべき事~

2022 年 1 月 1 日に電子帳簿保存法が改正され、電子化要件が大きく緩和されたと同時に、電子取引のデータ保存が義務化となりました。企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、早急な対策が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書の PDF ファイルや EDI システムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回の講習会では、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明いたします。

講座内容

- ■電子帳簿保存法(電帳法)とは?電帳法の規制の範囲帳簿・書類・電子取引とは
- ■今回の改正の内容 電子帳簿等保存制度/スキャナ保存制度
- ■電子取引データ保存電子取引とは何か電子取引の保存要件
- ■改正電帳法対応方法

講師

きむら あきらこ 税理士事務所 所長 ^{き む ら} ぁきらこ

木村 聡子 氏

税理士。法政大学卒。2000 年よりきむらあきらこ税理士事務所代表。相続税贈与税の税務申告や、中小企業の税務顧問だけでなく、税務に関する講演実績も多数で、その分かりやすさには定評がある。複数の税務会計系実務誌(経理ウーマン、納税通信など)へ連載寄稿中。

日 時 令和4年10月19日(水)14:00~16:00

会 場

千葉商工会議所 13階 小会議室 千葉市中央区中央 2-5-1 TEL043-227-4103

定員

20名(※会場は先着順 オンラインは定員制限なし)

主催

千葉商工会議所

注意

- ●体調がすぐれない方、風邪の症状などがある方は来場をお控え下さい。
- ●<u>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日はマスクの着用をお願いいたします。</u>
- 新型コロナウイルス感染症の影響により講習会開催を変更・中止する場合もございます。

(下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXまたは上記 QR コードよりお申し込みください。10/17 締切)

千葉商工会議所 経営支援課行 ⇒		FAX:043-227-4107		107	受講申込書
事業所名			受講場所	□会場	□オンライン (zoom) レを記入ください
T E L			住 所		
参加者名①			E-mail①		
参加者名②			E-mail②		

※本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、講演会開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講演会運営に関する目的に使用します。



